

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱

58総学一第138号

昭和58年7月12日

総務局長決定

一部改正	平成8年4月5日	8総学一第5号
一部改正	平成9年4月7日	8総学一第1210号
一部改正	平成10年4月1日	9総学一第1250号
一部改正	平成10年6月5日	10総学一第208号
一部改正	平成11年4月9日	11総学一第4号
一部改正	平成14年4月23日	13生文私振第1066号
一部改正	平成17年4月22日	17生文私振第77号
一部改正	平成18年4月20日	17生文私振第1462号
一部改正	平成19年4月3日	18生文私振第1472号
一部改正	平成21年4月22日	20生文私振第1380号
一部改正	平成22年7月9日	22生文総総第825号
一部改正	平成24年5月11日	24生私振第73号
一部改正	平成24年8月31日	24生私振第783号
一部改正	平成25年5月27日	25生私振第71号
一部改正	平成26年12月10日	26生私振第1200号
一部改正	平成27年6月1日	27生私振第17号
一部改正	平成28年6月21日	28生私振第97号
一部改正	平成29年6月30日	29生私振第464号

第1 目的

この要綱は、私立幼稚園若しくは幼稚園類似の幼児施設（特定教育・保育施設に該当するものを除く。以下「私立幼稚園等」という。）に在籍する幼児の保護者又は私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費を都が補助するために必要な事項を定め、もって幼稚園教育の振興と充実に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、（1）から（16）までに定めるところによる。

（1）私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園をいう。

（2）幼稚園類似の幼児施設

別表第1の基準に従い、知事が認定する施設をいう。

（3）幼児

毎年4月1日以降、都内に住所を有する3歳児、4歳児及び5歳児をいう。

ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

（4）私立の特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条に定

める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(5) 小学校就学前子ども

支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第 20 条第 4 項に定める認定を受けた幼児（以下「1 号認定子ども」という。）をいう。

ただし、支援法第 28 条第 1 項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらの者も含めることができる（1 号認定子どもに適用される利用者負担額が適用される場合に限る。）。

(6) 利用者負担額

支援法第 27 条第 3 項第 2 号又は同法第 28 条第 2 項各号に掲げる額をいう。

(7) 特定負担額

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 3 項に定める額をいう。

(8) 保護者

幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に保育料や利用者負担額を納入する義務を負っている者をいう。

(9) 私立の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき認定又は認可された、地方公共団体以外の者が設置する認定こども園をいう。

(10) ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(11) 保護者と生計を一にする兄・姉等

保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイを除く。）

(12) 児童心理治療施設通所部

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条の 2 に定める児童心理治療施設のうち、通所により社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とした施設をいう。

(13) 児童発達支援

児童福祉法第6条の2の2第2項に定める支援をいう。

(14) 医療型児童発達支援

児童福祉法第6条の2の2第3項に定める支援をいう。

(15) 特例保育

支援法第30条第1項第4号に定める特例保育をいう。

(16) 家庭的保育事業等

児童福祉法第24条第2項に定める家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)をいう。

第3 適用除外施設

幼稚園類似の幼児施設が次の事項に該当するときは、この要綱を適用しない。

- (1) 幼児の通園可能な地域の幼稚園の園児収容能力からみて、幼稚園類似の幼児施設がなくとも教育の機会均等が確保されると認められるとき。
- (2) この要綱に基づく幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付が、私立幼稚園の経営を圧迫するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を借用している場合において、その借用期間が短期間であること、幼児の安全性に欠ける施設であること等により、教育を安定した状態で継続的に行うことが困難と認められるとき。

第4 補助対象

補助金の交付の対象は、次の各一の事業を行う区市町村とする。

- (1) 私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する負担軽減事業
- (2) 支給認定保護者に対する負担軽減事業

第5 補助対象経費

補助の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 区市町村が保護者に対して私立幼稚園等に在籍する幼児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料及びその他の納付金(以下「保育料等」という。)を補助した経費
- (2) 区市町村が支給認定保護者に対して利用者負担額及び特定負担額(以下「利用者負担額等」という。)を世帯の所得の状況に応じて軽減するために要した経費
- (3) 補助事業の実施に要した事務費

第6 補助基準額

補助基準額は、次のとおりとする。

- (1) 第5の(1)に掲げる経費については、別表第2の区分に応じて次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、保護者が負担する保育料等の月額が、別表第2の補助単価(月額)に満たないときは、当該保育料等の月額を限度として適用を認める。
 - ア 別表第2に定める幼児一人当たりの補助単価
 - イ 別表第2に定める所得の基準に該当する世帯において、保護者が私立幼稚園等に保育料等を納入した幼児の数
- (2) 第5の(2)に掲げる経費については、別表第2の区分に応じて次のアとイとを乗じて得た額の合計額とする。ただし、利用者負担額等の月額が、別表第2の補助単価(月額)に満たないときは、当該利用者負担額等の月額を限度として適用を認める。
 - ア 別表第2に定める幼児一人当たりの補助単価
 - イ 別表第2に定める所得の基準に該当する世帯において、支給認定保護者が私立の特定教育・保育施設に利用者負担額等を納入した幼児の数

(3) 第5の(3)に掲げる経費については、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

第7 交付申請書の提出

この補助金の交付を受けようとする区市町村は、交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

第8 交付の決定及び通知

知事は、第7の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を区市町村に対して通知する。

第9 実績報告書の提出

区市町村は、第5に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定等

- 1 知事は、第9の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。
- 2 知事は、区市町村に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付けてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

第11 特別の事情による交付決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第12 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた区市町村が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (4) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
 - (5) 実績報告書の内容が、第11に規定する事由以外により、実際の執行内容と相違していたとき。
- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第 13 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助目的に反する措置をとってはならないこと。
- (2) 補助金に係る関係書類を会計年度終了後 5 年間保管すること。
- (3) 知事が東京都職員に、(2) に規定する書類を調査させた場合又は補助事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- (4) 第 10 の 2、第 11 の 2 又は第 12 の 2 の規定に基づく補助金額の返還は、指定する期日までに行わなければならないこと。
- (5) 第 12 の 2 の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならないこと。
- (6) 第 10 の 2、第 11 の 2 又は第 12 の 2 の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならないこと。
- (7) その他東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 12 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条に定める事項を守ること。

第 14 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から 14 日以内に申請を撤回することができる旨を通知するものとする。

第 15 補助金取扱要領

この要綱の定めるもののほか、補助金に係るその他の取扱いに関する細目については、毎年度生活文化局私学部長が定める「取扱要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 7 月 12 日から施行し、昭和 58 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 5 日から施行し、平成 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成 14 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 別表第 2 中区分 4 の適用については、同区分中「2,400 円」とあるのは、平成 14 年度においては「3,500 円」とする。

附 則

この要綱は、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「2 号認定子ども」という。）は、平成 27 年度及び平成 28 年度に限り、第 2（5）に規定する小学校就学前子どもに含めることができるものとする。ただし、平成 26 年度において私立幼稚園、私立の幼保連携型認定こども園（年齢区分型）及び私立の幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）に在園していた又は在園年齢相当であった幼児であり、私立の幼保連携型認定こども園又は私立の幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）に在園する場合に限る。

なお、別表第 2 については、1 号認定子どもに準じることができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

別表第 1

要綱第 2（2）に規定する幼稚園類似の幼児施設の基準

要綱第 2（2）に規定する幼稚園類似の幼児施設の基準については、次のとおりとする。

- 1 施設の設置目的
幼稚園教育を行うことを目的として設置された施設であること。
- 2 公開性の原則
入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の幼児のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。
- 3 教育内容
幼稚園教育要領（平成 10 年文部省告示第 174 号）に規定する健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五領域を教育内容としている施設であること。
- 4 入園資格
満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
- 5 一学級の幼児数
一学級の幼児数は、35 人以下を原則とする。
- 6 学級の編制
学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。
- 7 教諭
施設の長のほか、各学級ごとに少なくとも、専任の教諭（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める幼稚園教諭免許状を所持する者）1 人を置かなければならない。
- 8 教育週数
毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き 39 週を下回らないことを原則とする。
- 9 教育時間
教育時間は、1 日 4 時間を標準とする。
- 10 施設及び設備
 - (1) 施設及び設備に関し、少なくとも、次に掲げるものを備えていること。
 - ア 保育室
 - イ 便所
 - ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
 - (2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。
- 11 園則
少なくとも、次に掲げる事項を記載した園則を設けていること。
 - (1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項
 - (2) 教育課程及び教育週数に関する事項
 - (3) 収容定員及び教職員組織に関する事項
 - (4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
 - (5) 入園料、保育料その他の費用徴収に関する事項

別表第 2

区 分	所 得 の 基 準	補 助 単 価 (月 額)	
		1 人在籍の場合及び同 一世帯から 2 人以上在 籍している場合の最年 長の幼児 (第 1 子)	以下 (注 1) の何れかに 該当する幼児 (第 2 子以 降)
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯及び区分 2 のうちひとり親世帯等	6, 2 0 0 円	6, 2 0 0 円
2	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額 (世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。) が 77,100 円以下又は別表第 2 の 2 区分 2 に定める基準額 (注 2) 以下の世帯 (区分 1 に該当する世帯を除く。)	4, 5 0 0 円	
3	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が 211,200 円以下又は別表第 2 の 2 区分 3 に定める基準額 (注 2) 以下の世帯	3, 5 0 0 円	5, 6 0 0 円
4	当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税の額が 256,300 円以下又は別表第 2 の 2 区分 4 に定める基準額 (注 2) 以下の世帯	2, 4 0 0 円	5, 0 0 0 円

本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第 11 条第 1 項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

(注 1) ア 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所 (東京都認証保育所を含む)、認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児

イ 小学校 1 ～ 3 年生の兄・姉を有する幼児 (小学校就学前子どもについては 1 号認定こどもに限る)

ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児

エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児

オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児

カ 次のいずれかに該当する場合は、ア～オの規定に関わらず、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

(ア) 区分 1 又は 2 に該当する世帯 (支援法第 28 条第 1 項第 3 号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯についてはひとり親世帯等に限る)

(イ) 支援法第 28 条第 1 項第 3 号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯 (ひとり親世帯等を除く) のうち、区市町村民税の所得割課税の額が 57,699 円以下の世帯

(注 2) 区市町村の判断により、年少扶養控除廃止に伴う影響を考慮して補助基準額を変動させることにより階層区分を判定する扱いとしている場合に限る。

別表第2の2

区分 2～4	19歳未満の扶養親族の数			基準額(上限額) 区市町村民税所得割課税額(円)	補助単価(月額)	
	①16歳未満 ＜加算単価＞ 第2区分:21,300円 第3・4区分:19,800円	②16歳以上 19歳未満 ＜加算単価＞ 第2区分:11,100円 第3・4区分:7,200円			1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児(第1子)	別表第2の(注1)の何れかに該当する幼児(第2子以降)
2	0人	0人	0人	34,500円	—	—
	1人	1人	0人	55,800円	4,500円	6,200円
	2人	1人	1人	66,900円		
		2人	0人	77,100円		
	3人	1人	2人	78,000円		
		2人	1人	88,200円		
		3人	0人	98,400円		
	4人	1人	3人	89,100円		
		2人	2人	99,300円		
		3人	1人	109,500円		
		4人	0人	119,700円		
	5人	1人	4人	100,200円		
		2人	3人	110,400円		
		3人	2人	120,600円		
		4人	1人	130,800円		
		5人	0人	141,000円		
3	0人	0人	0人	171,600円	—	—
	1人	1人	0人	191,400円	3,500円	5,600円
	2人	1人	1人	198,600円		
		2人	0人	211,200円		
	3人	1人	2人	205,800円		
		2人	1人	218,400円		
		3人	0人	231,000円		
	4人	1人	3人	213,000円		
		2人	2人	225,600円		
		3人	1人	238,200円		
		4人	0人	250,800円		
	5人	1人	4人	220,200円		
		2人	3人	232,800円		
		3人	2人	245,400円		
		4人	1人	258,000円		
		5人	0人	270,600円		
4	0人	0人	0人	216,700円	—	—
	1人	1人	0人	236,500円	2,400円	5,000円
	2人	1人	1人	243,700円		
		2人	0人	256,300円		
	3人	1人	2人	250,900円		
		2人	1人	263,500円		
		3人	0人	276,100円		
	4人	1人	3人	258,100円		
		2人	2人	270,700円		
		3人	1人	283,300円		
		4人	0人	295,900円		
	5人	1人	4人	265,300円		
		2人	3人	277,900円		
		3人	2人	290,500円		
		4人	1人	303,100円		
		5人	0人	315,700円		

※年齢は、前年の12月31日現在で計算

※6人以上の場合の基準は、区分2については34,500円、区分3については171,600円、区分4については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。